

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 2 3 4 号)

平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日

横 情 審 答 申 第 1234号

平 成 25年 10月 24日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成24年8月22日健医安第632号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定医療機関から健康福祉局医療安全課に提出された本人の現病歴が記
載された書面」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定医療機関から健康福祉局医療安全課に提出された本人の現病歴が記載された書面」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定医療機関から健康福祉局医療安全課に提出された本人の現病歴が記載された書面」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年5月22日付で行った個人情報一部開示決定のうち、紹介状の内容（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち本件申立部分については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 健康福祉局健康安全部医療安全課（以下「医療安全課」という。）が行う医療指導事務は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的にしており、そのための指導に当たっては、医療機関からの信頼関係を基に第三者に提供しないことを前提に資料を収集している。

したがって、当該事務により取得した資料の内容が開示請求により開示されるようになると、資料の内容の公開を拒む医療機関が資料の存在を明かさなくなるなど、医療指導に必要な事実の把握、違法な行為の発見等を困難にし、医療機関に対する適切な医療指導事務に支障をきたすことになる。

- (2) 本件個人情報は、異議申立人（以下「申立人」という。）からの情報提供を受けて事情の聞き取り確認のために特定クリニック（以下「本件医療機関」という。）に訪問した際に、管理者である院長が事情を説明する際の補助になる書面として用意し、任意提出された申立人の病歴等の情報である。その内容と申立人の認識が異なると、申立人の本件医療機関への不信感を助長し、本件医療機関と申立人との信頼

関係が著しく損なわれるなど、患者と医療機関の信頼関係の構築を医療機関に啓発している医療指導事務を執行する上で支障をきたすことになる。

- (3) 以上により、今後医療機関の協力が得られなくなるおそれが生じるとともに、患者と医療機関との信頼関係の構築に支障をきたすなど医療指導事務の適正な執行に著しい支障が生ずることから、本件申立部分については、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立部分を開示するよう求める。
- (2) 申立人は、本件医療機関の元従業員であり、院長が行った税務の不正、診療報酬の不正請求及び精神保健指定医資格の不正取得を知っている者である。合わせて、手元に証拠資料も所持している。

申立人の現病歴が実施機関に提出されたのは、措置及び保護入院制度を悪用して申立人を精神科病院に送り、上記の各不正を隠蔽しようとする本件医療機関の院長が画策しているためである。

申立人は、本件個人情報の原版を本件医療機関の院長から申立人の妻を経由し入手済みであるが、そもそも申立人は本件医療機関に行っておらず、紹介状も依頼していないことから捏造されたものである。

- (3) 条例第22条第7号の「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、「支障を及ぼすおそれが相当高い場合」と解釈すべきである。実施機関の理由説明は、あくまで可能性が述べられているにすぎず、到底「支障を及ぼすおそれが相当高い場合」とはいえない。実施機関はあくまで一般論を述べているにすぎず、いかなる事実を認定し、どのように判断したかを具体的に述べていない。条例第28条（理由付記）に反しているため全部開示されるべきである。

また、条例第22条第1項本文の規定から、保有個人情報は原則開示といえる。また、条例第1条は保有個人情報の本人開示の権利を明確化し、さらに、憲法第13条はプライバシー権（自己情報コントロール権）を保障している。医師と行政の間の文書で自らの病状が記されているものが、本人に開示されないことに合理性が見出せない。

- (4) 本件個人情報の非開示とされた部分と、申立人が独自に入手した資料とは形状的

に一致している。これは、本件医療機関から出されたものだが、中身が同一であり、申立人が指摘した部分だけが削除されているという構成となっている。本件個人情報の内容は申立人も既に承知している情報であるため、今更非開示とする理由がない。横浜市としてそれを受けとったということをぜひ証明して欲しい。

5 審査会の判断

(1) 医療安全相談窓口に係る事務について

ア 横浜市では、平成16年に、患者、市民等からの医療に関する苦情、相談等に中立的な立場から対応し、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行うとともに、患者、市民等と医療機関等との信頼関係を構築していくことを目的に、衛生局地域医療政策部医療安全課（当時。現在の医療安全課）に医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置した。

その後、平成18年に医療法が改正され、同法第6条の11で「都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は・・・次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。1 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。」と規定されたことから、平成19年4月から相談窓口を医療法上の医療安全支援センターの業務の一環として位置づけ、引き続き患者、市民等からの苦情、相談等への対応業務（以下「相談業務」という。）を実施している。

イ 平成20年には横浜市医療安全相談窓口運営要領（平成20年4月1日健医安第63号）を制定し、基本方針、業務内容等、相談業務の実施に関し、必要な事項について明らかにしている。同要領第2条各号では、相談窓口を運営するための基本方針について定めており、同条第1号では、相談窓口は、患者、市民等と病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）との信頼関係の構築を支援することとされている。同条第2号では、相談窓口は、患者、市民等と医療提供施設の間であって、中立的な立場から苦情、相談等に対応し、双方から信頼されるよう努めることとされている。また、同条第5号では、相談窓口は、地域の医療提供施設や医療関係団体の窓口や関係する機関、団体等と連携し、及び協力することとされている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定年月日における本件の相談業務の遂行に際し、本件医療機関の管理者である院長があらかじめ用意した実施機関への提供資料である。

実施機関は、本件申立部分を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は本号に該当するとして非開示としたと主張しているので、平成25年3月28日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件の苦情対応は、本件医療機関の院長が不正を行っているとの申立人からの電話相談や陳情書の提出を受け、その事情を確認するために本件医療機関を訪問したものであり、医療法第25条に基づく立入検査としてではなく、医療安全課の所掌する相談業務の一環として本件医療機関の任意の協力を得て実施したものである。

(イ) 患者、市民等から医療に関する苦情、相談等が相談窓口に寄せられた場合は、対象となった医療提供施設との信頼関係に基づき、第三者に提供しないことを前提に当該苦情、相談等の内容に関連する情報を収集している。このような情報の収集には強制力はなく、対象となった医療提供施設としても収集した情報を開示することを承知していない。したがって、このような情報を開示すると相談業務の円滑な実施が困難になるとともに、医療提供施設に対する適切な医療指導事務にも支障をきたすことになる。

ウ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

(ア) 医療安全課の相談窓口には電話、ファクシミリ、電子メール、手紙等により患者、市民等から医療に関する様々な苦情、相談等が寄せられている。そのような中で、実施機関が関連する情報を収集して当該苦情、相談等の内容を確認し、その解決を支援するためには、あくまで中立的な立場で対応するという相談業務の性質上、医療提供施設との信頼関係を構築し、協力を得ることは必要

不可決であり、その意味では、実施機関には相談業務の遂行に関して知り得た情報について特に慎重な取扱いが求められるというべきである。

この点について、実施機関は、苦情、相談等が寄せられた場合の対応については、あくまで対象となった医療提供施設の任意の協力に基づき実施しており、強制力はなく、また、関連する情報については、第三者に提供しないことを前提に収集していると説明している。これら実施機関の説明は相談業務の性質に照らして不合理とはいえず、他方、実施機関に協力した本件医療機関としても、実施機関に提供した情報や実施機関とのやりとりの具体的な内容が申立人はもとより関係者に開示されることは想定していないと考えるべきである。

- (イ) 以上の観点から本件について判断すると、本件個人情報、実施機関が本件医療機関の任意の協力を得て実施した本件の相談業務の遂行に際し、本件医療機関の管理者である院長があらかじめ用意した実施機関への提供資料であり、本件申立部分を実施機関が開示しないことは、相談業務の性質に照らして合理的であると認められる。

したがって、本件申立部分を特段の理由なく開示すると、医療提供施設と実施機関との信頼関係が損なわれることが容易に推測され、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件申立部分は、本号柱書に該当する。

- (4) なお、申立人は、本件個人情報と同様の内容と思われる情報を既に入手していることから、本件申立部分を非開示とする理由はないと主張するが、当審査会における本件申立部分の非開示条項該当性の判断は上述のとおりであって、申立人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年8月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年8月28日 (第219回第二部会) 平成24年9月13日 (第213回第一部会) 平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・諮問の報告
平成24年11月7日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年2月28日 (第223回第一部会)	・審議
平成25年3月14日 (第224回第一部会)	・審議
平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年4月11日 (第226回第一部会)	・審議
平成25年5月9日 (第228回第一部会)	・審議
平成25年6月27日 (第231回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年6月27日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年7月11日 (第232回第一部会)	・審議
平成25年7月25日 (第233回第一部会)	・審議
平成25年9月12日 (第235回第一部会)	・審議
平成25年9月26日 (第236回第一部会)	・審議